

平成20年3月13日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官

平成18年(行ウ)第12号 不当利得返還等請求事件

口頭弁論終結日 平成20年1月10日

判 決

岡山市乙多見347番地

原	告	特定非営利活動法人
		市民オンブズマンおかやま
同 代 表 者 理 事		重 田 龍 三
同 訴 訟 代 理 人 弁 護 士		光 成 卓 明
同		東 隆 司

岡山市内山下二丁目4番6号

被	告	岡 山 県 知 事
		石 井 正 弘
同 訴 訟 代 理 人 弁 護 士		小 林 裕 彦
同		佐 藤 弘 一
同		横 野 崇 司
同		秋 山 裕 史
同 指 定 代 理 人		朝 倉 尉 雄
同		河 内 俊 裕
同		堀 義 和
同		水 内 均 彦
同		佐 藤 勇 夫
同		蜂 谷 裕 子

主 文

- 1 被告は、小田春人及び桑山博之に対し、各自24万9200円及びこれに対する平成17年10月1日から支払済みまで年5分の割合による金員を岡山県

に支払えとの請求をせよ。

2 原告のその余の請求をいずれも棄却する。

3 訴訟費用は被告の負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 請求

1 被告は、小田春人及び桑山博之それぞれに対し、各自25万1100円及びこれに対する平成17年9月23日から支払済みまで年5分の割合による金員を岡山県に支払えとの請求をせよ。

2 被告は、石井正弘に対し、50万2200円及びこれに対する平成17年9月23日から支払済みまで年5分の割合による金員を岡山県に支払えとの請求をせよ。

3 被告は、青山勝に対し、50万2200円及びこれに対する平成17年9月23日から支払済みまで年5分の割合による金員を岡山県に支払えとの命令をせよ。

4 訴訟費用は被告の負担とする。

第2 事案の概要

本件は、岡山県に所在する特定非営利活動法人である原告が、岡山県議会議員2名の海外視察の旅費として岡山県が支出した費用（以下「本件支出」という。）のうち交通費は過剰であり、過剰支払分は違法な支出であると主張し、岡山県に対して、議員である小田春人（以下「小田」という。）及び元議員の桑山博之（以下「桑山」という。）については不当利得として、支出負担行為を専決決裁した岡山県職員である青山勝（以下「青山」という。）には故意又は重大な過失があるので、地方自治法243条の2に基づく損害賠償として、支出負担行為の決裁権者の岡山県知事である石井正弘（以下「石井」という。）には青山を指導監督する義務を怠った過失があるので、民法上の不法行為に基づく損害賠償として、上記4名に対して不当に支出した金員を請求又は命令す

るよう求めた（附帯請求は、いずれの請求についても、支出日〔利得の日、不法行為の日〕の後である平成17年9月23日からの民法所定の割合による遅延損害金の請求である。）事案である。

1 前提となる事実（証拠により明らかな事実は、かっこ内に認定根拠を掲記し、その余は争いがない事実である。）

(1) 当事者等

ア 原告は、岡山県に所在する特定非営利活動法人である。

イ 被告は、岡山県の執行機関である。

ウ 小田は、平成17年7月以前から現在に至るまで岡山県議会議員である者、桑山は、平成17年7月以前から平成18年2月28日まで岡山県議会議員であった者である（弁論の全趣旨）。

エ 石井は、平成17年7月以前から現在に至るまで岡山県知事である者である。

オ 青山は、平成17年8月及び9月当時、岡山県議会事務局総務課長であった者である。

(2) 小田及び桑山の海外視察と旅費の支払

ア 小田及び桑山は、平成17年8月15日（以下、特に断らない限り、平成17年の月日を指す。）から同月24日の間、ドイツ・スウェーデン・デンマークを視察先として海外視察を行った（以下「本件視察」という。）。

イ 岡山県は、本件視察の旅費として、以下のとおり支払った。なお、概算払及び精算の際の支出負担行為は、いずれも、青山が専決で決裁をした。

(ア) 小田に対し、8月12日ころ、概算払として109万0410円

(イ) 桑山に対し、8月12日ころ、概算払として108万9700円

(ウ) 小田及び桑山に対し、9月30日、それぞれ精算として1万7744円ずつ（甲7、8の1、12、13、16、17、弁論の全趣旨）

(3) 本件視察旅費のうちの現地交通費

ア 株式会社ジェイティービー（以下「ジェイティービー」という。）は、
8月2日、本件視察についての旅程表及び旅行代金見積書（甲5）を、9
月7日、旅行代金精算書（甲8の2）をそれぞれ作成し、岡山県に提出し
た。本件視察の旅費の支払は、これらの旅程表、旅行代金見積書及び旅行
代金精算書に基づいてなされた。

イ 本件視察の旅費として、ジェイティービーの旅行代金精算書によれば、
現地旅費として以下の合計55万円が計上されている。

8月16日 フランクフルト空港からフランクフルト市内のホテルイン
ターコンチネンタルフランクフルト（以下「ホテルインター
コンチネンタル」という。）までの移動のための専用車代金
として3万5000円

8月17日 フランクフルト「ゴミプログラム」及び「環境エコ」視察
のための専用車借上代として8万5000円

8月18日 フランクフルト市内のホテルインターコンチネンタルから
フランクフルト空港までの移動のための専用車代金として3
万5000円

ストックホルム空港から昼食場所を経てストックホルム市
内のスカンディックコンチネンタルホテルまでの移動のため
の専用車代金として7万5000円

8月20日 「駅～視察後ホテル」（マルメ駅からオアスン橋を経てコ
ペンハーゲン市内のスカンディックホテルコペンハーゲンま
で）の専用車代金として15万円

8月22日 日本貿易機構及び「ニールスボーア研究所」視察のための
専用車借上代として12万5000円

8月23日 前記スカンディックホテルコペンハーゲンからコペンハー
ゲン空港までの専用車代として4万5000円

これらの専用車代金とは別に、ストックホルムとマルメ間の鉄道代金として一人分1万3000円が計上されており、さらに、8月19日ストックホルムでのタクシーの領収証3通、合計1万1134円分（甲8の5ないし7）及び8月21日コペンハーゲンでのタクシーの領収証3通、合計3592円分（甲8の8ないし10）が添付されている。

ウ 岡山県が小田及び桑山に支払った旅費には、各29万5363円の現地交通費が含まれているが、これは、以下の合計である。

(ア) 前記精算書記載の合計55万円の専用車代金の2分の1に当たる27万5000円

(イ) 前記タクシー代合計1万4726円の2分の1に当たる7363円

(ウ) スtockホルムとマルメ間の一人分の列車料金1万3000円

(4) 岡山県議会議員の海外視察の旅行費用支出の根拠法令

ア 岡山県議会議員の海外視察の旅行費用については、岡山県議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例3条2項ただし書において、「外国旅行の場合における費用弁償については、国家公務員等の旅費に関する法律（以下「旅費法」という。）中指定職の職務にある者の外国旅行に関する規定の例により算出した額とする。」と定められている。

イ 旅費法は、以下のとおり定めている。

第1章（総則）

7条 旅費は、最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合の旅費により計算する。但し、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情に因り最も経済的な通常の経路又は方法によつて旅行し難い場合には、その現によつた経路及び方法によつて計算する。

第3章（外国旅行の旅費）

34条2項 車賃の額は、実費額による。

なお、32条において鉄道賃、33条において船賃、34条1項におい

て航空賃について詳細な定めをしている。

ウ 岡山県議会議員に対する海外派遣の場合の旅費の支出は、以下の手続によって行われている（甲4、5、乙2、3、4、弁論の全趣旨）。

(ア) 複数の旅行業者から、航空賃、現地交通費、旅行雑費の等級、行程等
内容明細を明らかにした見積書を徴収する。

(イ) 議会事務局において海外旅行の旅費計算書を作成する。

(ウ) 議会事務局において旅行命令書を作成する（岡山県職員等の旅費に関する条例4条）。

(エ) 議員の旅費命令書について議長決裁を行う。

(オ) 議員から旅費請求を行う（岡山県職員等の旅費に関する条例13条1項）。

(カ) 支出負担行為決議書兼支出命令書の作成と決裁を行う（岡山県財務規則83条、88条）。

(キ) 出納機関による審査・確認を行う（同規則83条、84条）。

(ク) 議員への旅費の支給（概算払）を行う（岡山県議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例3条1項、地方自治法施行令162条1号）。

(ケ) 議員の出発と帰国

(コ) 議会事務局にて精算手続を行う（岡山県職員等の旅費に関する条例13条1項、2項）。具体的には、議会事務局は、議員に対し、日程変更の有無、旅行行程等の確認をするとともに、議員から明細が確認できる領収書などを提出してもらい、旅行業者からは精算書を提出してもらう。

(5) 原告は、平成18年7月14日、本件につき、岡山県監査委員に対し、被告が、小田、桑山、石井及び青山に対して、岡山県への金員の支払をするように請求することを求める住民監査請求をした。

(6) 岡山県監査委員は、平成18年9月7日、上記監査請求を棄却し、その通知は、同月8日、原告に到達した（弁論の全趣旨）。

(7) 原告は、平成18年9月28日、本件訴えを提起した。

2 争点

(1) 本件視察に専用車を使用するにつき「公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情」が存在したといえるか

(2) 支出された専用車代金が現実の専用車代金を上回っているか及び専用車が視察のための移動以外の目的に使用されているか

第3 争点に関する当事者の主張

1 争点(1)について

(原告の主張)

(1) 本件視察において利用したとされる専用車代金は、いずれも、専用車使用の必要がなく、費用が高額に過ぎるので、「最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合」に該当せず、また、専用車を使用せざるを得ない「公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情」はなかったから、「最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合」の推定費用を超える部分の支出は違法である。

(2) 以下のとおり、本件の専用車使用のどの場面でも、専用車使用の必要はない。

ア フランクフルト国際空港からホテルインターコンチネンタルの存在するフランクフルト市中心部までは約12kmで、地下鉄が運行しており、その料金は3ユーロ(426円)である。地下鉄駅・同ホテル間でタクシーに乗車したとしても、二人分の地下鉄料金と併せた全料金は2000円を超えないと推定される。

また、同空港から同ホテルまでの全区間についてタクシーを利用した場合の推定料金は25ユーロ(3550円)で、高くとも5000円を超えないと推定される。

同空港から同ホテルまでの所要時間は、地下鉄利用の場合(地下鉄15

分、フランクフルト中央駅から同ホテルまでは500mでありタクシーで5分から10分)、タクシーの場合とも20分から25分である(甲18)。よって、同空港と同ホテルとの間の移動に専用車を使用する必要はない。

イ フランクフルトでの視察先である「FES」、Sachsenhausen 及び Zeil 所在のスーパーマーケット(及びコメルツ銀行タワー)は、いずれも市の中心部に近く、ホテルインターコンチネンタルから2ないし6kmの範囲内にある(甲40)。いずれについても容易にタクシーが利用でき、タクシーを利用した場合の料金は1万円を超えないと推定される。よって、フランクフルト市内の視察先への移動に専用車を使用する必要はない。

ウ スtockホルム国際空港からスカンディックコンチネンタルホテルの存在するストックホルム市中心部(ストックホルム中央駅)までは、直通の高速列車アーランダ・エクスプレス・トレインが運行しており、その料金は190SEK(2800円)である(甲19)。同ホテルは、ストックホルム中央駅の真向かいにある(甲20, 43, 44)。よって、同空港から同ホテルまでの移動には専用車を必要としない。

エ スtockホルムからマルメ、オアスン橋を経てコペンハーゲンまでは直通列車が運転されており(オアスン橋は道路・鉄道併用橋である。甲21)、コペンハーゲンまでこの列車を利用した場合の料金は一人当たり1万8000円であり、マルメで途中下車する場合に比較して一人当たりの運賃は5000円増加するだけである。マルメで途中下車して専用車に乗り換える必要は全くない。

オ コペンハーゲンでの日本貿易機構及びニールス・ボーア研究所の視察について、日本貿易機構はスカンディックホテルコペンハーゲンから約400m、ニールス・ボーア研究所は、同ホテルから約3kmの位置にあり、いずれも市の中心部なので、容易にタクシーを利用できる。日本貿易機構への往来に車両を使用する必要性は極めて疑わしいが、これらへの移動にタ

タクシーを利用した場合の料金は、1万円を超えないと推定される。よって、これらの視察に専用車を使用する必要はない。

カ コペンハーゲン国際空港は、スカンディックホテルコペンハーゲンから約12kmの距離にあり、タクシーを利用した場合の料金は5000円を超えないものと推定される（甲22）。ホテル宿泊者が空港に行くのにタクシーを利用するのは極めて容易なので、同ホテルから同空港への移動に専用車を使用する必要はない。

- (3) 以上より、①8月16日、フランクフルト国際空港とホテルインターコンチネンタル間の専用車代金3万5000円のうち、タクシーを使用した場合の費用5000円との差額に相当する3万円、②8月17日、フランクフルト市内での「ゴミプログラム」等視察の専用車代金8万5000円のうち、タクシーを使用した場合の費用1万円との差額に相当する7万5000円、③8月18日、ホテルインターコンチネンタルとフランクフルト国際空港間の専用車代金3万5000円のうちタクシーを使用した場合の費用5000円との差額に相当する3万円、④8月18日、ストックホルム国際空港とスカンディックコンチネンタルホテル間の専用車代金7万5000円のうち、直通高速列車を使用した場合の費用5600円との差額に相当する6万9400円、⑤8月20日、ストックホルムのスカンディックコンチネンタルホテル、ストックホルム中央駅及びマルメ駅、オアスン橋を経てスカンディックホテルコペンハーゲンの専用車代金15万円のうち、コペンハーゲンまで列車、コペンハーゲン駅から同ホテルまでタクシーを使用した場合の費用1万1000円の差額に相当する13万9000円、⑥8月22日、コペンハーゲン市内での日本貿易機構等視察の際の専用車代金12万5000円から、タクシーを使用した場合の費用5000円との差額に相当する12万円、⑦8月23日、同ホテルとコペンハーゲン国際空港間の専用車代金4万5000円のうち、タクシーを使用した場合の費用5000円との差額に相当す

る4万円、合計55万円の中の50万3400円（小田及び桑山それぞれにつき25万1700円）の支出は違法である。よって、原告は、そのうち50万2200円（小田及び桑山それぞれにつき25万1100円）の支出について、請求の趣旨のとおり判決を求めらる。

- (4) 原告は、専用車使用旅程の大半はタクシーの利用で十分であると主張しているのであって、全区間について公共交通機関の使用を主張しているのではない。

バグダットやベイルートならばいざ知らず、フランクフルト・アム・マイン、ストックホルム、コペンハーゲン等の治安の安定している西欧の大都市で、大の大人二人が「犯罪等不測の事故に遭遇することを避ける」ために専用車を使用する必要性は客観的に存在しない。

また、視察先に対して岡山県議会議員にふさわしい品位を保持するために専用車を使用する必要性などない。このことは、専用車が使用されている場合の多くはミニコーチ（マイクロバス）が使用されていることからいえる。

現実に、小田及び桑山は、8月20日のストックホルムとマルメ間の移動に列車を利用しており、8月18日のストックホルム空港とホテル間及び8月20日のマルメとコペンハーゲン間の移動について列車を利用できない合理的な理由は存在しない。また、8月19日のストックホルムでの少子高齢化問題関連の視察、8月21日のコペンハーゲンでのチボリ公園視察及び8月22日のコペンハーゲンでのJETRO訪問に際してタクシーを使用しており、その他の移動の際にタクシーの使用を廃して専用車を使用しなければならない合理的な理由は存在しない。

(被告の主張)

本件の旅行計画については、公務としての旅行目的、公的立場を勘案して立てられたものであり、①岡山県民の代表である県議会議員が、不案内な土地で、犯罪等の不測の事故に遭遇することを避けるためには、専用車の使用により安

全性を確保することが重要であり、また強く要請されること、②視察先に対して県議会議員としての品位を保持する必要があること、③複数の施設及びホテル、空港等を効率よく利用するためには、公共交通機関よりも専用車が適していること、④各視察先等の情報収集を効果的に行うためには、現地事情に通じた運転手付き専用車を使用することが視察目的達成のために有効なこと等の理由から、専用車使用が必要であった。

そして、専用車代金については、ジェイティービーが現地の代理店から見積書をとった上で金額を決めており、地域、距離、時間等によって算出された。

2 争点(2)について

(原告の主張)

(1) 仮に、専用車の使用が適法であっても、本件視察の専用車代金の支出は、以下のとおり一部が違法である。

ア(ア) 岡山県が専用車代金として支出した金額は、以下のとおり、現地の車両運送業者に支払われた備車代金の実費を大幅に上回っている。岡山県が支出した金額は、現実には、備車代金の実費に旅行代理店（株式会社ツムラーレ、JTBヨーロッパ及びジェイティービー）の取扱い手数料を加算した金額である。

(イ) 現地車両運送業者の請求金額と岡山県の支払金額との比較

a ドイツ

ドイツで使用された「専用車」の料金として現地の Luttner Wolfgang 社が請求した金額と、当該専用車代として岡山県が支出した金額とを対比すると、以下のとおりである。

		請求書 (甲 3 7)	県支出金額
8月16日	空港～ホテル	8207円	3万5000円
8月17日	フランクフルト市内	4万5260円	8万5000円

8月18日	ホテル～空港	8207円	3万5000円
	消費税	1万1277円	
	合計	7万2951円	15万5000円

b スウェーデン・デンマーク

スウェーデン・デンマークで8月18日以降に使用された「専用車」の料金として現地の Ekmanbuss 社及び Capital Limousine 社が請求した金額と、当該専用車代として岡山県が支出した金額とを対比すると、以下のとおりである。

		請求書(甲38, 39)	県支出金額
8月18日	空港～ホテル	5万1555円	7万5000円
8月20日	ホテル～ストックホルム中央駅	9207円	15万0000円
	マルム駅～ホテル	3万8917円	
	橋通行料	8420円	
8月22日	コペンハーゲン市内	5万3511円	12万5000円
8月23日	ホテル～空港	1万2162円	4万5000円
	合計	17万3772円	39万5000円

(ウ) 旅費法34条2項が車賃について「車賃の額は、実費額による。」と定めている趣旨は、備車料として公費で支弁されるのは車両の提供者に支払われる実費に限られる趣旨と解され、それを手配するための旅行代理店の手数料をも包含する趣旨ではないし、本件のように、備車料の実費を上回るような高率の手数料を包含する趣旨ではあり得ない。したがって、現地の車両運送業者に支払われた備車料の実費を超える支出は違法である。

イ 現地の車両運送業者に備車料が支払われている場合にも、当該専用車の使用が、視察のための移動以外の目的でなされている場合には、当該目的外部分にかかる支出は違法である。

本件においては、以下のとおり、①8月17日、フランクフルト市内での専用車備車時間の2分の1以上、②8月18日、ストックホルムでの専用車備車時間の2分の1以上、③8月20日、マルメとコペンハーゲン間での専用車備車時間の2分の1以上、④8月22日、コペンハーゲン市内での専用車備車時間の40%以上が視察と関係のない観光等の目的に使用されている。

(ア) 8月17日 フランクフルト

専用車の備車は「8時間、300km」の約定でなされている(甲25)。ところが、同日の日程は、視察(Technical Visit)は午前9時から正午までで終了しており、午後は専ら「Japanese speaking Guide」を伴った「Half day city tour」に充てられている(甲25)。したがって、8時間の備車契約時間のうち3時間のみが視察に要する時間であり、その余の5時間は観光などの視察以外の目的に充てられている。

なお、ジェイティービーに対する調査嘱託結果には、14時から16時まではコメルツバンク社訪問が行われたと記載されているが、事実と反する。なぜなら、桑山の視察報告書(甲51)には、同銀行訪問について全く記載がなく、小田の視察報告書(甲52)には、同銀行そのものについての記載はなく、コメルツ銀行ビルについての記載と、同ビルの遠景写真が添付されているのみであるからである。コメルツ銀行ビルは、数年前までヨーロッパで最も高いビルであり、現地の観光スポットとなっている場所で、同日午後にコメルツ銀行ビルの撮影をしているとしても、桑山及び小田の視察報告書の前記記述を併せ考えれば、それが視察ではなく市内観光の一部にすぎないことは明らかである。

(イ) 8月18日 スtockホルム

専用車の備車は12時20分から18時まで5時間40分につきなされている(甲38)。フランクフルトからストックホルムまでの航空機の到着時間は12時20分であり(甲25)、入国手続等の所要時間や昼食時間を考慮しても、ホテルには幾ら遅くとも15時には到着するはずである。したがって、5時間40分の備車契約時間のうち少なくとも3時間が観光などの視察以外の目的に充てられている。

(ウ) 8月20日 マルメ

専用車の備車は14時48分から18時まで3時間12分につきなされている(甲39)。専用車への乗換え後は、ミニ・コーチでガイド付きの「brief sight seeing」をした後にコペンハーゲンに向かい、コペンハーゲン到着予定時間は18時とされている(甲35)。

マルメとコペンハーゲン間の自動車移動の所要時間はどんなに長くみても1時間12分を超えないので、3時間12分の備車時間のうち、少なくとも2時間が観光などの視察以外の目的に充てられている。

(エ) 8月22日 コペンハーゲン

専用車の備車は11時30分から17時まで5時間30分につきなされている(甲39)。当日は、ジェットロ訪問が11時30分に終了した後、専用車に乗って昼食に行き、しかる後に13時30分にニールス・ボーア研究所を訪問することが予定されている。研究所訪問は15時30分で終了するが、ホテル帰着は17時とされている(甲35)。研究所からホテルまでは約3kmなので、自動車ではどんなに渋滞していても30分もかからない。専用車の11時30分から17時までの5時間30分の備車時間のうち、少なくとも11時30分から13時まで及び16時から17時までの2時間30分が視察と関係のない昼食や小観光などの視察以外の目的に充てられている。

ウ 上記の理由により、本件視察について支出合計55万円のうち、以下の合計39万7574円の部分が違法である。

(ア) 8月16日、フランクフルト国際空港からホテルインターコンチネンタルまでの専用車代金3万5000円のうち、実費9521円(8207円及び16%の消費税)を超える2万5479円

(イ) 8月17日、フランクフルト市内での専用車代金8万5000円のうち、実費5万2502円(4万5260円及び16%の消費税)の2分の1である2万6251円を超える5万8749円

(ウ) 8月18日、ホテルインターコンチネンタルからフランクフルト国際空港までの専用車代金3万5000円のうち、実費9521円を超える2万5479円

(エ) 8月18日、ストックホルム国際空港からスカンディックコンチネンタルホテルまでの専用車代金7万5000円のうち実費5万1555円の2分の1である2万5778円を超える4万9222円

(オ) 8月20日、ストックホルムのスカンディックコンチネンタルホテルからストックホルム中央駅まで及びマルメ駅からオアスン橋を経てスカンディックホテルコペンハーゲンまでの専用車代金15万円のうち、ストックホルムでの実費9207円、マルメとコペンハーゲン間の実費の2分の1である1万9459円、橋通行料実費8420円の合計3万7086円を超える11万2914円

(カ) 8月22日、コペンハーゲン市内での専用車代金12万5000円から実費の60%である3万2107円を超える9万2893円

(キ) 8月23日、スカンディックホテルコペンハーゲンからコペンハーゲン国際空港までの専用車代金4万5000円のうち、実費1万2162円を超える3万2838円

(被告の主張)

海外旅行費支出額の決定に当たっては、競争原理を取り入れ旅行業者数社からの見積書により業者を決定していること、議員から提出された領収書及びジェイティービーからの精算書をもって適正に精算処理を行っていることから、本件支出は妥当なものである。

原告は、視察のための移動以外の目的による専用車の使用があったと主張するが、原告の主観的な憶測又は疑念に基づくものにすぎない。

第4 争点に対する当裁判所の判断

1 争点(1)について

(1) 前提となる事実のとおり、岡山県議会議員の海外視察の旅行費用については、旅費法の指定職の職務にある者の外国旅行に関する規定の例により算出されることとなっているところ、旅費法7条によると、旅費は原則として最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合の旅費により計算するとされており、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により最も経済的な通常の経路及び方法により旅行し難い場合に限り、現によった経路及び方法によって計算できることとなっている。ところで、原告は、小田及び桑山が受領した旅費のうち、専用車代、すなわち、自動車の借り上げ（ハイヤー）代金について問題とし、専用車を使用せずにタクシーを利用すべきであったとして、タクシー料金を超える部分が違法である、一部については、公共交通機関を利用すべきであったとして、その差額部分が違法であると主張する。

旅費法7条は、公費の適正な支出を図る趣旨から、最も経済的な通常の経路及び方法によるという原則を規定した通則的規定であり、その趣旨は県議会議員の旅費の支出においても妥当する。そして、公費の適正な支出を図るという趣旨を全うするためには、例外に該当するか否かは厳格に判断すべきである。被告は、①岡山県民の代表である県議会議員が、不案内な土地で、犯罪等の不測の事故に遭遇することを避けるためには、専用車の使用により

安全性を確保することが重要であり、また、強く要請される、②視察先に対して県議会議員としての品位を保持する必要がある、③複数の施設、ホテル及び空港等を効率よく利用するためには、公共交通機関よりも専用車が適している、④各視察先等の情報収集を効果的に行うためには、現地事情に通じた運転手付き専用車を使用することが視察目的達成のために有効である、と主張する。しかしながら、①本件の視察先は、ヨーロッパであって、治安も安定しており、特別に安全性を確保する必要性はなく、また、県議会議員といえども、現地においては、著名というわけではなく、外見上、一般の観光客と変わらないから、一般の観光客と区別して特別に安全を確保する必要性はない、②海外の視察先であり、専用車を使用しなければ、品位が保持できないというものではない、③複数の施設、ホテル及び空港等を効率よく利用するために、タクシーではなく専用車を使用する理由に乏しい、④視察先はあらかじめ計画されていたのであるから、事前に情報収集すれば足り、専用車を使用する実益に乏しい、のであって、上記①ないし④の理由のみでは、専用車の使用が、「公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情」に該当するとは認められない。そこで、以下更に個々具体的に、本件において、専用車の使用が「公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情」に該当するか否かについて検討する。

(2)ア 8月16日、フランクフルト国際空港とホテルインターコンチネンタル間について

証拠(甲18)によると、フランクフルト国際空港から小田及び桑山が利用したホテルインターコンチネンタルまでは12kmであり、タクシーで20分(25ユーロ)の距離であることが認められる。

そして、ホテルに向かうだけであれば、視察先への品位の保持や情報収集を考える必要性はなく、専用車を利用した場合と比較してタクシーでは安全性や効率が悪いという事情も認められない。

したがって、専用車の使用につき「公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情」があったとはいえない。

イ 8月17日、フランクフルト市内での「ゴミプログラム」等視察について

証拠（甲40）によると、同日のフランクフルト市内の視察先は、いずれも市の中心部であり、タクシーを利用できない事情や専用車を利用した場合と比較してタクシーでは安全性や効率が悪いという事情も認められない。また、被告は、専用車の使用の必要性につき、視察先への品位の保持や情報収集も挙げるが、証拠（甲2, 8の5ないし10）によると、小田及び桑山は、8月19日のストックホルム市内での「少子化対策」及び「高齢化対策」施設の視察調査並びに8月21日のコペンハーゲン市内でのチボリ公園の視察調査にはタクシーを使用していることが認められ、フランクフルト市内での視察についてのみタクシーの使用を避けて専用車を使用しなければならない合理的な理由は認められない。

したがって、専用車の使用につき「公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情」があったとはいえない。

ウ 8月18日、ホテルインターコンチネンタルとフランクフルト国際空港間について

上記ア同様、専用車の使用につき「公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情」があったとはいえない。

エ 8月18日、ストックホルム国際空港とスカンディックコンチネンタルホテル間について

証拠（甲19, 20, 43, 44）によると、ストックホルム国際空港からストックホルム中央駅までは、直通の高速列車アーランダ・エクスプレス・トレインが運行しており、所要時間は15分、料金は190 SEK（2800円）であり、同ホテルは、ストックホルム中央駅の真向かいに

ある。よって、タクシーではなく専用車を使用しなければ安全性や効率が悪いという事情は認められず、また、ホテルに向かうだけであれば、視察先への品位の保持や情報収集を考える必要性はない。

したがって、専用車の使用につき「公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情」があったとはいえない。

オ 8月20日、ストックホルムのスカンディックコンチネンタルホテル、ストックホルム中央駅及びマルメ駅、オアスン橋を経てスカンディックホテルコペンハーゲンまでの間（専用車使用区間は、マルメ駅からスカンディックホテルコペンハーゲンまで）について

証拠（甲4，21）によると、ストックホルムからマルメ、オアスン橋を経てコペンハーゲンまでは直通列車が運転されており、ストックホルムからコペンハーゲンまでこの列車を利用した場合の料金は一人当たり1万8000円であることが認められる。小田及び桑山はマルメで下車して専用車を利用しスカンディックホテルコペンハーゲンへ向かっている（甲2）が、マルメで下車して専用車を使用しなければ安全性や効率が悪いという事情は認められず、また、ホテルに向かうだけであれば、視察先への品位の保持や情報収集を考える必要性はない。

したがって、専用車の使用につき「公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情」があったとはいえない。

カ 8月22日、コペンハーゲン市内での日本貿易機構等視察について

証拠（甲47）によると、同日のコペンハーゲン市内の視察先は、いずれも市の中心部であり、タクシーを利用できない事情や専用車を利用した場合と比較してタクシーでは安全性や効率が悪いという事情も認められない。また、上記イ同様、小田及び桑山は、8月19日及び同月21日の視察調査にはタクシーを使用していることからすると、コペンハーゲン市内での視察についてのみタクシーの使用を避けて専用車を使用しなければな

らない合理的な理由は認められない。

したがって、専用車の使用につき「公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情」があったとはいえない。

キ 8月23日、スカンディックホテルコペンハーゲンとコペンハーゲン国際空港間について

証拠（甲22）によると、コペンハーゲン国際空港は、スカンディックホテルコペンハーゲンから約12kmの距離にあり、タクシーを利用した場合の所要時間は20分である。よって、その料金は5000円を超えないものと推定される。ホテルからタクシーを利用することは容易であり、専用車を使用する場合と比べて安全性や効率が悪いという事情は認められず、また、空港に向かうだけであれば、視察先への品位の保持や情報収集を考える必要性はない。

したがって、専用車の使用につき「公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情」があったとはいえない。

2 以上によれば、岡山県が小田及び桑山に支払った本件視察の旅費のうち、原告が主張する各区間の専用車代金についての支出は、法律上の根拠がなく、少なくとも、上記各区間の専用車代金と、原告が主張する「最も経済的な通常の経路及び方法」（原告の主張）をとった場合の費用との差額部分についての支出は違法である。

その具体的金額は、以下の合計49万8400円である。

(1) 8月16日、フランクフルト国際空港とホテルインターコンチネンタル間について

証拠（甲18）によると、フランクフルト国際空港からホテルインターコンチネンタルまでタクシーを利用した場合の料金は約3550円（約25ユーロ）であることが認められ、高くても5000円を超えないといえ、被告からはこれに反する主張も立証もない。

よって、専用車代3万5000円とタクシー代5000円との差額3万円が違法な支出となる。

- (2) 8月17日、フランクフルト市内での「ゴミプログラム」等視察について
証拠(甲40)及び弁論の全趣旨によれば、フランクフルトでの視察先は、いずれもホテルインターコンチネンタルから2ないし6kmの範囲内にあり、タクシーを利用した場合の料金は1万円を超えないと推定され、被告からはこれに反する主張も立証もない。

よって、専用車代8万5000円とタクシー代1万円との差額7万5000円が違法な支出となる。

- (3) 8月18日、ホテルインターコンチネンタルフランクフルトとフランクフルト国際空港間について

上記ア同様、専用車代3万5000円とタクシー代5000円との差額3万円が違法な支出となる。

- (4) 8月18日、ストックホルム国際空港とスカンディックコンチネンタルホテル間について

証拠(甲19, 20, 43, 44)によると、ストックホルム国際空港からストックホルム中央駅まで、直通の高速列車アーランダ・エクスプレス・トレインを利用した場合の料金は2800円(190SEK)であり、当該ホテルはストックホルム中央駅の真向かいにあるので、同駅から当該ホテルまでのタクシー料金もかからない。そして、被告からはこれに反する主張も立証もない。

よって、専用車代7万5000円と高速列車利用料金5600円(2800円×2人分)の差額6万9400円が違法な支出となる。

- (5) 8月20日、ストックホルムのスカンディックコンチネンタルホテル、ストックホルム中央駅及びマルメ駅、オアスン橋を経てスカンディックホテルコペンハーゲンまでの間について

証拠（甲4，8の2，21）によると，ストックホルムからコペンハーゲンまでの直通列車を利用した場合の料金は一人当たり1万8000円であり，ストックホルムからマルメまで同列車を利用した場合の料金は一人当たり1万3000円であることが認められる。そして，証拠（甲47）及び弁論の全趣旨によれば，コペンハーゲン中央駅からスカンディックホテルコペンハーゲンまではタクシーを利用しても1000円を超えないと推定され，被告からはこれに反する主張も立証もない。

よって，専用車代金15万円のうち，同列車をコペンハーゲンまで利用した場合の増加分の料金1万円（同列車をコペンハーゲンまで利用した場合の1万8000円とマルメまで利用した場合の1万3000円の差額5000円×2人分）及びコペンハーゲンからスカンディックホテルコペンハーゲンまでタクシーを利用した場合のタクシー代1000円の合計1万1000円との差額に相当する13万9000円が違法な支出となる。

(6) 8月22日，コペンハーゲン市内での日本貿易機構等視察について

証拠（甲47）及び弁論の全趣旨によれば，同日のコペンハーゲン市内の視察先は，いずれも市の中心部であり，スカンディックホテルコペンハーゲンから約3km以内にあり，タクシーを利用した場合の料金は1万円を超えないと推定され，被告からはこれに反する主張も立証もない。

よって，専用車代12万5000円とタクシー代1万円との差額11万5000円が違法な支出となる。

(7) 8月23日，スカンディックホテルコペンハーゲンとコペンハーゲン国際空港間について

証拠（甲22）によると，コペンハーゲン国際空港からスカンディックホテルコペンハーゲンまで，タクシーを利用した場合の料金は5000円を超えないものと推定され，被告からはこれに反する主張も立証もない。

よって，専用車代4万5000円とタクシー代5000円との差額4万円

が違法な支出となる。

- 3 上記差額部分49万8400円については、小田及び桑山が旅費として支給される法律上の原因がないといえるから、小田及び桑山は、それぞれその2分の1である24万9200円を不当利得として岡山県に返還する義務がある（なお、前提となる事実のとおり、小田及び桑山は精算を終えた平成17年9月30日に同額を最終的に利得したといえるから、附帯請求の起算点は利得の日の翌日である平成17年10月1日からとなる。）。

そして、青山は、平成17年8月及び9月当時の岡山県議会事務局総務課長であって本件視察の旅費についての支出負担行為を専決で決裁した者であるところ、地方自治法243条の2第1項後段1号により損害賠償責任を負うためには、同人に支出負担行為の決裁につき故意又は重大な過失が必要であるが、同人に故意又は重大な過失があったことをうかがわせる事情については主張・立証がない。したがって、青山は賠償責任を負うものではなく、原告の青山についての請求は理由がない。

また、石井は、岡山県知事として、本来的に支出負担行為をなす権限を有するところ（地方自治法149条6号、232条の3）、本件においては青山に専決権限が付与されていた以上、青山の財務会計上の違法行為をすることを阻止すべき指揮監督上の義務に違反し、故意又は過失によりこれを行わなかったときに限り、岡山県が被った損害につき賠償責任を負うものと解するのが相当である（最高裁平成3年12月20日判決・民集45巻9号1455頁参照）が、石井が、故意又は過失により青山の財務会計上の違法行為を阻止しなかったことをうかがわせる事情については主張・立証がない。したがって、石井は賠償責任を負うものではなく、原告の石井についての請求は理由がない。

第5 結論

以上によれば、原告の請求は、上記の限度で理由があるのでこれを認容し、その余についてはいずれも理由がないので棄却することとし、訴訟費用の負担

について行政事件訴訟法7条, 民事訴訟法61条, 64条ただし書をそれぞれ適用して, 主文のとおり判決する。

岡山地方裁判所第2民事部

裁判長 裁判官 廣 永 伸 行

裁判官 芹 澤 俊 明

() 裁判官山中洋美は, 差し支えにつき, 署名・押印できない。

裁判長 裁判官 廣 永 伸 行